

クローズ
アップ

旭川市新総合庁舎

旭川市総務部庁舎建設課

Photo by Kotaro Imada

旭川市新総合庁舎は、令和2年4月に着工し41か月の工事を経てこの8月末に完成しました。

現総合庁舎は、昭和33年に建築され築65年が経過しており、耐震性が著しく不足していることに加え、老朽化の進行や庁舎の分散化、駐車場不足、バリアフリー化への未対応など、様々な方が利用する公共の施設として多くの課題がありました。

新庁舎は、これら課題の解消はもちろんのこと、多くの方々から愛され親しまれる庁舎となるよう計画してまいりました。

11月6日に、総合窓口など市民サービスの主要部門となる低層階で業務を開始し、その後毎週末を使い順次移転を進め、12月中旬には新庁舎の全ての部署が業務を開始する予定です。

昨年、旭川市は市制施行100年の節目を迎え、新たな100年に向けて歩みを始めております。工事が完成して終わりではなく、「5年後に日本一の窓口」を目指し、市民サービスの向上と効率的・効果的な行政運営に取り組んでまいります。



Photo by Kotaro Imada

エントランスホール

新庁舎の特徴

● 利用しやすい庁舎

手続きの際の移動を少なくするため、分散していた窓口をまとめ、低層階に集約しました。

また、待ち時間の短縮が図れるよう、複数の手続をできる限りまとめて行う「総合窓口」を導入しました。

出生、婚姻、転入、転居など、ライフイベントに関する手続、介護保険、高齢者福祉や障がい福祉に関する業務を取り扱います。



Photo by Kotaro Imada

総合窓口

● 災害に強い安全安心な庁舎

震度6強の地震があっても耐えられる耐震構造とし、建物の揺れを早期に収束させるための制振ダンパーを付加しています。

また、災害によるインフラ断絶時でも必要な電力や燃料、飲料水などが一定期間分確保できるようになっており、速やかに災害対策本部を設置・稼働させ、災害対応を行うことができます。

●人と環境に優しい庁舎

車椅子やベビーカーでも使いやすいゆとりある待合スペースや通路を確保しています。また、各階に多機能トイレを設置し、授乳室も1、3階で御利用いただけます。

夜間の涼しい風を室内に取り込み、冷房効果を得る自然通風（ナイトバージ）を採用したほか、地中の熱を冷暖房に利用する地中熱システムや井戸水をトイレの洗浄水等に利用するなど、自然エネルギー・再生可能エネルギーを有効活用します。また、エネルギーの利用状況が確認できるデジタルサイネージを新庁舎1階に設置し「見える化」して運用管理面でも省エネ対策を継続します。

●市有林材

8階議場の天井や壁、1、2、9階の天井には、市有林から伐採したカラマツやトドマツを使用しています。森林は、計画的に植林、手入れ、伐採を繰り返すことで健全な状態を維持し続けることができます。また、木材の需要を高めることは、林業や木材産業の活性化、森林の整備や保全に繋がります。



議場

●旭川家具

地場産品である旭川家具を、議場や応接室、市民が広く利用する待合やレストランに設置しています。

9階展望ラウンジのテーブルとベンチは、市

内の小学生以下の子どもからデザインを募集し、職人の技術で家具に仕上げています。

また、旭川家具は耐久性に優れており、修繕しながら長く品質を保つことができるため、現庁舎で使用していた応接セットやベンチなどの旭川家具を修繕し、窓口や待合で引き続き使用します。

●オール旭川

新庁舎は、市民に愛され、親しまれるシンボルとなるよう、多くの市民や関係団体などから意見を伺い、取組を進めてきました。建設工事についても、旭川に本社がある会社、又は旭川に支店がある会社により施工されました。タワークレーンを使用するほどの高さがある大規模な建築物を市内事業者の力のみで完成させたことは非常に誇らしい実績です。

新庁舎建物概要

【計画地概要】

所在地 旭川市7条通9丁目48番地
用途地域 商業地域
防火地域 防火地域

【建物概要】

構造 地下：鉄筋コンクリート造 1階
地上：鉄骨造一部木造 9階
耐震構造（付加制振）

敷地面積 9,957.80㎡
建築面積 3,675.18㎡
延床面積 24,698.68㎡
最高高さ 44.17m

基礎形式 杭・直接併用基礎

【設計・施工監理】

久米・柴滝・中原共同企業体

【施工】

- 総合庁舎建替（A）新築工事
新谷・荒井・高・田中・タカハタ共同企業体
- 総合庁舎建替（B）新築工事
橋本川島・盛永・廣野・吉宮共同企業体
- 総合庁舎建替新築電気設備その1工事
東邦・西山坂田・第一共同企業体
- 総合庁舎建替新築電気設備その2工事
電業・下村・旭栄ミヤコ共同企業体
- 総合庁舎建替新築空調設備工事
木本・池田・開成・旭川建築共同企業体
- 総合庁舎建替新築機械設備工事
大洋・エーピー・旭川暖房共同企業体
- 総合庁舎建替新築衛生設備工事
日進・丸信・東洋共同企業体

完成見学会

9月3日に市民見学会を開催し、約4,700人もの方々に、完成したばかりの新庁舎を見ていただきました。



エントランスホールでは、知新小学校ブラスウィングス、中央中学校吹奏楽部、東高等学校音楽部の皆さんに演奏していただき、とても華やかな雰囲気に包まれました。



設計や工事中に使っていた模型や図面、試作品や見本などを展示したブースでは、太い鉄筋や外壁の見本など、普段見ることのできないものを手に取って見てもらいました。



議場では、大雪山の山並みをモチーフとした木製壁パネルを背景に議長席に座って記念撮影をしていました。



9階には、7条緑道から嵐山方面を望める屋外展望広場と、大雪山十勝岳連峰を望める展望ラウンジがあります。この日は天候にも恵まれ、きれいな景色に歓声が上がっていました。



展望ラウンジでは、新庁舎に銘板を設置するプロジェクトに御寄附いただいた方々が、御自身のお名前前で記念撮影をしていました。



旭川東税務署 幹部・担当官ご紹介



署長
須藤 篤志 氏

前任地：東京国税局 課税第一部
統括国税実査官

- 出身地：山形県南陽市
- 趣味・特技等：スポーツ観戦
- 着任に当たっての抱負

この度の人事異動により旭川東税務署長を拝命いたしました須藤でございます。

木幡会長をはじめ公益社団法人旭川東法人会会員の皆様方には、日頃から税務行政全般にわたり、深いご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

私は道内での勤務は初めてとなりますが、管内の1市7町は豊かな自然に恵まれ、それぞれに特色を持った伝統のある地域であり、このような地で勤務できることを大変光栄に思っております。

さて、私どもとしましては、インボイス制度の円滑な実施と定着に加えて、「キャッシュレス納付」や「納税証明書のオンライン請求」など税務行政のデジタル化に取り組んでいるところです。旭川東法人会の皆様におかれましては、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、旭川東法人会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



副署長
大西 規行 氏

前任地：札幌国税局 課税部
国税訟務官

- 出身地：比布町
- 趣味・特技等：映画鑑賞（最近では、ミッション：インポッシブルの最新作が面白かったです。）
- 着任に当たっての抱負

この度の異動で旭川東税務署副署長を拝命いたしました大西でございます。

木幡会長をはじめ、公益社団法人旭川東法人会の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして格別の協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

旭川東税務署の勤務は9年ぶり2回目です。

せっかくの機会（単身赴任）ですので、週末等は旭川周辺の観光スポット等にも積極的に足を運びたいと考えております。

さて、現在、税務署では10月から導入されるインボイス制度の円滑な実施に向け、制度を正しく理解していただくための「説明会」やインボイス発行事業者の登録要否を検討されている事業者の方へのサポートとして「相談会」を開催するほか、納税者の皆様の利便性の向上の観点から、①キャッシュレス納付、②スマホからのe-Tax、③納税証明書電子申請、など各種税務手続のオンライン化についても力を入れております。

これまでと同様に法人会の皆様のご理解とご協力を頂きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。



総務課長
須貝 康史 氏

前任地：札幌国税局 課税部
酒税課 課長補佐

- 出身地：旭川市
- 趣味・特技等：パークゴルフ・バイクツーリング
- 着任に当たっての抱負

この度の人事異動で札幌国税局より異動してまいりました。旭川出身ですが勤務は初めてで、地元旭川で勤務ができることを大変嬉しく思っています。

微力ながら、貴会会員の皆様のお役に立てるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。



法人課税第1部門
統括国税調査官
山本 聖 氏

前任地：札幌国税局 課税部 法人課税課
実務指導専門官

- 出身地：旭川市（東鷹栖）
- 趣味・特技等：通年キャンプ・テントの撤収作業
- 着任に当たっての抱負

勤続26年目にして初めての旭川勤務となり大変嬉しく思っています。

今回の勤務を機会に周辺の町も含めて旭川市近郊をしっかりと楽しませていただきます（特にキャンプ）。

旭川東法人会の会活動へ積極的に参加させていただき、微力ながらお役に立てるよう努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。



法人課税第2部門
統括国税調査官
高野 秀雄 氏

前任地：札幌国税局 調査査察部
調査第3部門 主査

- 出身地：室蘭市
- 趣味・特技等：ドライブ、スポーツ観戦
- 着任に当たっての抱負
この度の人事異動で札幌国税局より異動してまいりました、高野でございます。
旭川の勤務は10年ぶり2度目でございますが、貴会会員の皆様のお役に立てるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお祈いいたします。



法人課税第3部門
統括国税調査官
伊藤 厚志 氏

- 出身地：士別市
- 趣味・特技等：ツーリング、機械メンテナンス
- 着任に当たっての抱負
前事務年度に当署に異動し、引き続き調査部門の統括官を務めさせていただきます。
本事務年度も貴会の活動に対しては、お役に立つことができるよう、微力ながら努めて参りますので、どうぞよろしくお祈いいたします。



法人課税第1部門
連絡調整官
本多 真也 氏

前任地：苫小牧税務署 法人課税第1部門
上席国税調査官

- 出身地：札幌市
- 趣味・特技等：温泉、ドライブ
- 着任に当たっての抱負
この度の人事異動で苫小牧税務署より異動してまいりました。上川地方での勤務は富良野署以来2度目となります。上川地方の観光地、温泉を回って楽しみたいと思っております。
貴会会員の皆様のお役に立てるよう努めてまいりますので、よろしくお祈いいたします。



法人課税第1部門
上席国税調査官
谷川 真也 氏

前任地：旭川東税務署 法人課税第3部門
上席国税調査官

- 出身地：札幌市
- 趣味・特技等：旅行
- 着任に当たっての抱負
この度の人事異動で法人会担当をさせていただくことになりました谷川でございます。
公益社団法人旭川東法人会並びに会員の皆様方のお役に立てるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお祈いいたします。

旭川東税務署 人事異動一覧（関係分）

職名	旧（異動前）		新（異動後）	
	氏名	赴任先	氏名	前任地
署長	原田 陽二	名古屋局 徴収部 徴収課長	須藤 篤志	東京局 課税第一部 統括国税実査官
副署長	酒井 公司	札幌西署 特別国税調査官（開発調査）	大西 規行	札幌局 課税部 国税訟務官
総務課長	熊谷 孝雪	函館署 総務課長	須貝 康史	札幌局 課税部酒税課 課長補佐
法人1部門統括官	千葉 直樹	札幌局 課税部資料調査第2課 総括主査	山本 聖	札幌局 課税部法人課税課 実務指導専門官
法人2部門統括官	長尾 好弘	札幌局 調査査察部調査管理課 主査	高野 秀雄	札幌局 調査査察部調査第3部門 主査
法人1部門連調官	村田 英樹	辞職	本多 真也	苫小牧署 法人課税第1部門 上席
法人1部門上席	川田 英郎	辞職	谷川 真也	旭川東署 法人課税第3部門 上席

税制改正提言全道大会 ～第60回大会を札幌にて開催～

第60回を迎えた税制改正提言全道大会が札幌市において盛大に開催された。全道30法人会より850名もの会員が集い、税務当局をはじめ多数の来賓を迎えて、税制改正提言事項の実現状況や新たな提言事項の採択について熱心に議論された。大会式典後には外交ジャーナリストの手嶋龍一氏による記念講演、懇談会もあわせて開催され全道各地の会員との再会に交流の輪が広がった。旭川東・中法人会からは貸切バスを仕立て44名が参加したが有意義に全道大会を終えることが出来た。尚、令和7年度全道大会の開催地として旭川が候補にあがっており今後具体的な検討に入る予定である。

財務大臣表彰受彰

永年にわたる申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚、法人会活動などを通じて円滑な税務行政の推進に寄与された功績に対して、当会前会長の高橋秀樹氏が財務大臣納税表彰の栄に浴されました。衷心より敬意とお祝いを申し上げます。

令和5年度 財務大臣納税表彰

(公社)旭川東法人会

前会長 **高橋 秀樹** 氏
(昭和木材株)



多彩な研修会・セミナーを開催 ～研修会「皆勤賞」受賞企業～

当会では税務研修会をはじめ経営に役立つ様々なセミナーを定期的に開催している。今年度も既に6月と9月に税務講話や経営セミナーを開催し、11月にはインボイス制度の開始を受けて税務研修会の開催を予定している。



6月26日開催の経営セミナー

令和4年度研修会『皆勤賞』受賞企業

◆ゴールド皆勤賞(9社/全7回受講)

(株)旭川市場物流 (株)エイジー
広葉樹合板(株) (株)国策測量設計
(株)コハタ 昭和木材(株)
(株)フタバ (株)プラスティー
美浪左官工業(株)

◆シルバー皆勤賞(4社/6回受講)

旭川設計測量(株) 旭川電気軌道(株)
旭川郵便輸送(株) (株)木本動力工業所

旭川中法人会からはゴールド皆勤賞7社・シルバー皆勤賞10社受賞



森川総合紙器株式会社

代表取締役 **森川 唯志**

本社・工場 〒079-8411 旭川市永山1条12丁目1-21
TEL(0166)48-4191 FAX(0166)48-4193
E-mail:info@moridan.com URL:http://www.moridan.com

次代を担う子ども達へ！ 租税教室と税に関する絵はがきコンクール

青年部会による「租税教室」と女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」は、租税教育活動の両翼であり法人会活動の柱となる事業である。租税教室は年8回実施しているが、小学校6年生を対象に税への関心や知識を高めてもらおうとともにキャリアアップ教育の一環として講師自らの人生の成功・失敗談なども語り、次代を担う子ども達へエールを贈っている。絵はがきコンクールは今回で第15回目を迎えたが、管内35小学校より296点もの応募をいただいた。審査員長には道立旭川美術館の野上館長を招き、税務署幹部や女性部会役員とともに個性豊かな作品の数々を厳正に審査した。4年振りに再開した「おもしろ税ミナヘル」では、優秀作品の表彰式と応募全作品を展示を行った。



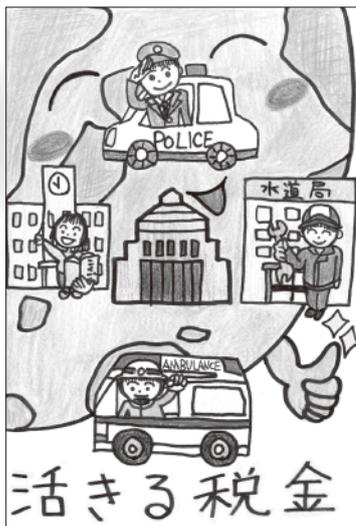
知新小学校における租税教室

青年部会・女性部会もそれぞれ大会開催

本年は6月23日に青年の集い室蘭大会、10月6日に女性部会とかち大会が開催された。両大会ともコロナ禍前と同様にフル開催となり、青年部会は租税教室などの活動事例発表、女性部会は全道から選出された税に関する絵はがきコンクールの表彰式など租税教育活動に関する情報交換の場となった。懇親会では全道30会の部会員が久しぶりに集い、山海の幸とともに互いに再会を喜び合い交流を深めた一日となった。



女性部会全道大会(とかち大会)の様子



大賞(旭川東)

朝日小学校4年 奈良直樹さん



ISO9001認証取得

建設コンサルタント／測量業／補償コンサルタント

株式会社 イズム・グリーン

代表取締役 泉澤 玄一郎

本社：〒070-0026 旭川市東6条4丁目1番18号
TEL:0166-23-0440 FAX:0166-23-1434

私のオススメ店

コロナ禍で
私たちの暮らしも様変わりしました
お仕事やご家庭でもご苦労されていることと思います
街角のお店もしかり…
ウイズコロナそしてアフターコロナに向けて
がんばっていらっしゃるお店の応援企画として
私たちのお気に入り&オススメ店をご紹介します
ぜひ足を運んでみて下さい

7
VOL.

広報誌の編集を
担当している
広報委員と常務理事
『オススメ店』です



カジュアル イタリアンレストラン

紹介者より一言 😊 佐藤憲幸 (旭川中法人会広報委員)

イタリアン・フレンチで、ゆっくりできるお店です。なんといっても、パスタとピザが美味しいお店。マルゲリータと舞茸スパゲッティとリゾットのコロッケがオススメでビールと一緒にいかがですか、コース料理もボリューム満点。お店の方はとてもやさしく親切でいろいろ気遣ってくれました♪テイクアウトもOKで、イチオシのお店です。



オステリア キャニオンベース

住 旭川市5条通8丁目1253番地3

☎ 0166-74-8577

営 ランチ 11:00~15:00 デイナー 17:30~22:00

休 水曜日

紹介者より一言 😊 宮田昌英 (旭川東法人会広報委員)

コーヒーやラテはもちろんですが、断面が綺麗なサンドイッチなどの軽食や種類豊富なジェラートも美味しいです。そして私のお勧めは北海道産のクラフトビール。景色の良い屋外テラスでビールを堪能する事もできます。夫婦でもお子様連れでも楽しい時間を過ごせるおしゃれなお店です。動物園に行く際に便利な広い無料駐車場もありますよ。



旭山コナール ハナサクカフェ

住 旭川市東旭川町倉沼45-6

☎ 0166-36-4132

営 10:30~18:00(月~木)

10:00~21:00(金土日及び祝前日)

休 なし

旭山動物園正門前のカフェ
夕焼けに映えるビール



かれいちょうちん揚げ
有名です。



紹介者より一言 😊 本田広樹 (旭川中法人会広報委員)

ふらりーとの一角にある居酒屋さんです。気さくなマスターが素材を選んで提供してくれる料理はまさにぜっぴんです。とくに、かれいちょうちん揚げは有名で、サクサクして美味しくてインスタ映えもします。是非一度足を運んでみてください。



味よし倶楽部

住 旭川市5条通7丁目右7

☎ 0166-25-4427

営 17:00~23:00

休 日曜日

紹介者より一言  吉本剛志 (旭川中・東法人会常務理事)

旭川のご当地グルメ「旭川しょうゆ焼きそば」をご紹介します。とり丸亭の「旭川しょうゆ焼きそば」は、旭川産米粉でサクサクに仕上げた当店自慢の塩ザンギをトッピング！モチモチの焼きそば麺(旭川産米粉)は、とり丸亭特製のキッコーニホン醤油ダレで仕上げた逸品です。是非「旭川のご当地グルメ」しょうゆ焼きそばを味わってみてください。



とり丸亭
住 旭川市永山4条10丁目1-17
☎ 0166-47-8789
休 不定休



あさひかわのご当地グルメ
旭川しょうゆ焼きそば



昔ながらの名店

紹介者より一言  柴田恵太 (旭川東法人会広報委員)

旭川中心部にある郷土料理の店。刺身、焼き物等何を頼んでも美味しいお店です。私のおすすめはみそおでん、焼きおにぎりになります。昔ながらのお店で店主が炭で焼いている所にも注目の一つです。是非一度行ってみたいと思います。



バンガロー
住 旭川市4条通6丁目右7-825-1
☎ 0166-22-2786
営 17:00~1:00
休 なし

紹介者より一言  草嶋一介 (旭川中法人会広報委員)

買物公園フードテラスビル1階にある「ブンカフェー」は、広い店内に落ち着いた雰囲気気で女性客に大人気。いつもオーダーしてしまうのがオムライス(1,050円)。アツアツのスキレットにケチャップライス、その上にふわふわのオムレツ！そしてデミグラスソースとトロっとチーズが。スプーンでオムレツを開き、ソースと絡めて一口！幸せのひとつです。



ブンカフェー
住 旭川市5条通6丁目 旭川フードテラス1F
☎ 0166-73-5099
営 11:30~17:30(火~木)
11:30~14:30 17:30~23:00(金~日)
休 月曜日

フワフワトロトロ病みつきオムライス



めっちゃ可愛い！
動物クッキー

紹介者より一言  田中寿治 (旭川東法人会広報委員)

動物クッキーが人気のお店！昔からのお客様を大切に豊岡で30年以上おいしいケーキを作っているケーキ屋さんです。ケーキもおいしいけど、可愛い店内で目を引くのは何と言っても20種類以上ある動物クッキー！ねこやうさぎをはじめ、シマエナガやあさっぴーなどちょっと変わったものもあり迷いながら選ぶのも楽しいです。お手頃価格で手土産にもおすすめ！



カトル・カール洋菓子店
住 旭川市豊岡5条4丁目3-2
☎ 0166-34-4408
営 10:00~21:00
休 月曜日



コロナ禍を乗り越え…その先にある 「第28回全国菓子大博覧会・北海道」旭川開催へ

三葉製菓株式会社

代表取締役 水上 崇氏



弊社は1931年（昭和6年）、祖父である水上清が旭川市2条通4丁目（現在の道北バス駐車場）にて「水上製菓所」を創業、かりんとう製造を開始するのが始まりであります。

戦中・戦後は小麦粉や砂糖などの原料不足により工場は閉鎖、残っていた食用油で石鹸を作り販売し苦勞をしながら生計を立てていたと聞きました。

その後、工場を旭川市4条通5丁目（旧島製菓）へ移転し、1961年（昭和36年）6月29日三葉製菓株式会社を設立、更に1965年（昭和40年）永山3条4丁目（現在の北かり本店）へ本社工場を移転しました。



旧社屋 昭和40年代

当時は今と違って「黒糖かりんとう」のみを製造。かりんとうが、どこか家庭にもあり3時のおやつ定番、また多くの農家では「でめんさん」（田植えや稲刈り時期のアルバイト）が働いていた時代で休憩時のおやつとして人気であったため、3輪トラックで1斗缶に入れた、かりんとうを運ぶと次々に売れていたようです。



創業からの味ジャンボかりんとう

高度経済成長の中、洋菓子やスナック菓子の普及、農業分野での機械化が急速に進み、かりんとうの需要は減少していきました。北海道内に40件以上あった、かりんとう製造の会社も現在では4件程が残るのみとなっております。

1975年（昭和50年）父である水上章が2代目社長に就任、かりんとう需要低下に対応すべく、かりんとう以外の新商品として「バターロールクッキー」「ボンゴ豆」「雪・待・人（チョコサンドクッキー）」などを次々と発売し会社を発展させてきました。また、輸入小麦でしか作れないと言われてきた、かりんとうを数年の研究の末に北海道産小麦「ハルユタカ」で製造することに成功し「春ゆたか」かりんとうを発売、現在でも弊社の看板商品となっております。

1995年（平成7年）父が58歳の若さで他界、急遽母である水上知恵子が3代目社長に就任、その3年後1998年に私が京セラ(株)を退職し弊社に入社しました。同時期に入社した義弟である高山修（現専務）と工場に入り菓子製造に従事しながら、会社の将来像を考え「創業の原点である、かりんとう」「価格競争に巻き込まれるのではなく、もっと北海道に根差し、品質にこだわるべき」という気持ちが一致し、こだわりのかりんとうを多くの人たちに味わってもらうために新たな販売方法を展開し始めました。

2000年インターネット販売（楽天市場）「旭川発 北海道のかりんとう屋」、当時としては全国初のインターネットでの、かりんとう専門店を出店しました。

2002年直売店「北かり」1号店を開店、全国でも珍しいかりんとう専門店を開始しました。新しいことへのチャレンジ、商品、店舗のブランド化へ踏み出した時期でした。

2007年私が代表取締役に就任、最初に



北かり本店

した仕事が経営理念を掲げることでした。

「皆の幸せを求め続けると共に、食を通じて世の中に貢献すること」

皆の幸せとは弊社のお客様をはじめ、従業員その家族、取引先も含めてハッピーでなければ会社は良くならないという考えです。そして会社の存在意義は世の中の役に立ってこそ意義があると思っていることから、このような経営理念を掲げました。働く人や商品、店舗や建物、場合によっては経営者もがわりゆくのが会社ですが、「経営理念」考え方が変わらず、継承されていくことが大切だと思っております。

社長就任から10年以上の間に、新しい商品の開発や販売、新店舗の展開、新工場（工業団地1条1丁目）への移転など、チェンジとチャレンジ（変革と挑戦）をモットーに自分なりに努力し突き進んできました。

これから更に飛躍できると思っていた時に「新型コロナウイルス」の影響による大打撃を受けました。弊社の売上の柱は①観光土産卸（空港、動物園、道の駅、高速道路パーキングエリア等）、②物産展での催事販売、③インターネットや北かりの直接販売です。一時的には売上が70%以上減少し、会社の存続が厳しいと考えました。そして、できることは何でもやろうと考えました。まずは従業員の雇用は確保する、そして、役員報酬のカット、経費の見直し、生産効率や製造設備の見直し、資金の確保、売上維持の方策…など下を向いている場合ではないと奮起しました。法人会の会員の一部の皆様にもSOSのFAXを送らせていただき、たくさんの皆さんに店舗へ買い物に来ていただきました。その節はありがとうございました。観光や物産展の売上が大幅に減少する中でインターネットや店舗があることで、ある程度の売上が確保できたのは様々なチャレンジをしてきていたからだと感じました。

その後、コロナが一つのチャンスになると考えるようになりました。コロナを乗り切った会社は強くなる、そしてその準備をしている会社が飛躍する、そう考え行動に移しました。長年、自動化することを躊躇していた設備への投資、新たな販売先（コンビニやスーパー）へのアプローチ、新店舗の開店などチャレンジを続けました。

昨年より人流が増え今年5月にコロナが5類になり従来の生活が戻りつつある中、その成果が表れ、2023年3月決算ではコロナ前の売上げを上回り、経費の見直しや生産の効率化を進めてきたこともあり、利益率はコロナ前を上回りました。

最近よく思うことがあります。弊社の代表する商品、「春ゆたか（かりんとう）」「雪・待・人（チョコサンドクッキー）」「バターロールクッキー」は亡き父が開発した商品で、コロナ禍で売上を確保できたのは「丸福ドーナツ（あんドーナツ）」のおかげであり、母方の先祖が作り上げた商品です。私はこれらの商品をアレンジしたり売り方を変えて会社を維持できている、つまり先祖のチカラがあつての今がある、先祖に助けられて生きていると、つくづく思います。

祖父が始め、父が残した会社を何とか自分の手で守り反映させたいと思い、この会社に入りましたが、会社というのは1日でも1秒でも長く存続させることが大切であり、その難しさを考えさせられ、そのためにはチェンジとチャレンジし続けることが必要であると改めて感じております。

最後に「第28回全国菓子大博覧会・北海道」（SMILE SWEETS HOKKAIDO in旭川2025）が2025年5月30日（金）～6月15日（日）、旭川市道北アークス大雪アリーナ周辺で開催されます。私は菓子業界への恩返しと、この地域の活性化に貢献したいという気持ちから実行委員長となり、準備を進めております。

約4年に1度、100年以上前から全国各地で開催されてきた日本最大級のお菓子の祭典で北海道では57年前に札幌で開催されて以来、旭川での開催は初めてです。全国各地のお菓子の販売、北海道内ではなかなか見ることができない工芸菓子の展示、大手菓子メーカーによる体験コーナーや飲食、スイーツのテイクアウトなどワクワクする大イベントとなっております。

旭川市をはじめ近隣町村も含めて多くの皆さんが一緒になって、盛り上がる楽しいイベントにしたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

企業概要

- 名称 三葉製菓株式会社
- 創業 昭和6年(1931年)7月1日
- 設立 昭和36年(1961年)6月29日
- 資本金 1,500万円
- 従業員数 43名
- 所在地
 - 工場・事務所 旭川市工業団地1条1丁目2-3
 - 北かり本店 旭川市永山3条4丁目1-5
 - 北きた
 - 新札幌サンピアザ店 札幌市厚別区(新札幌サンピアザ地下1階)
 - 東旭川店 旭川市東旭川南1条6丁目5-13
- 事業内容 菓子製造・販売

健康 問題

「最近足がだるくて浮腫む？夜中に足がつる？
脚がボコボコ？～意外と身近な静脈瘤の話～」

社会医療法人元生会 森山病院 外科

心臓血管外科専門医・下肢静脈瘤血管内焼灼術指導医
VenaSeal™ クロージャーシステム実施基準認定取得

多田裕樹



静脈瘤とは

全身の血液循環には動脈（心臓から全身へ血液を送る血管）と静脈（全身から心臓へ血液を送る血管）が大切な役割を果たしています。このうち、静脈がこぶのように太くなってしまう病気を静脈瘤と呼びます。

下肢の静脈瘤は足の静脈がボコボコ浮いて見える症状以外にも、だるさ・重さ、かゆみ、痛み、浮腫み、こむらがえり、湿疹・色素沈着・潰瘍、出血、など様々な症状を引き起こします。日本人では45歳以上の20%以上の頻度と言われ、年齢が上がるほど増加します。妊娠・出産との関連があるため女性でより多く見られますが、長時間の立位との関連も示されており、重症例はむしろ働き盛りの男性に多いとも言われています。

静脈瘤は紀元前から存在する？

静脈瘤の歴史は紀元前にさかのぼると言われており、最古の記録は紀元前1550年ごろ、古代エジプトで書かれたエーベルス・パピルス（The

papyrus of Ebers）とされています。また紀元前400年頃の古代ギリシャの遺跡では、静脈瘤の最古の図とされるレリーフが発見されています。（図1）同時期に活躍し医学の父と呼ばれたギリシャのヒポクラテスは、静脈瘤と下肢の潰瘍の関係、そして治療法についての記述を残しています。

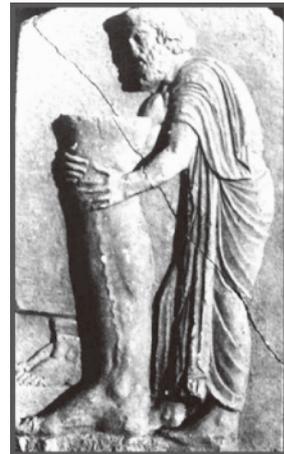


図1. 紀元前4世紀頃 ギリシャのアクロポリスのレリーフ

（医学の神アスクレピオスと共に静脈瘤の目立つ脚が彫刻されている）

Ombrellino M et al. Varicose vein surgery. Seminars in Interventional Radiology, 01 Sep 2005, 22 (3):185-194より引用

旭川発
北海道のかりんとう屋

北から

三葉製菓株式会社

北海道旭川市永山3条4丁目1-5

TEL:0166-48-2144

<http://www.kitakari.co.jp/>

静脈瘤が発生するしくみ

立って二足歩行する人間の体において、全身の血液を、時には重力に逆らって心臓まで送るためにいくつかの工夫があります。足ではふくらはぎの筋肉によるポンプ作用と「静脈弁」が重要な働きをしています。歩行などの運動によってふくらはぎの筋肉を収縮させることで静脈の中の血液を押し上げていき、途中にある静脈弁によって下に逆流しないように食い止めています。（図2）筋肉のポンプ作用が落ちたり弁の機能が悪くなったりすると、血液が逆流して下の静脈内に血液がたまってしまいます。この状態が長く続くと、静脈の壁が引き伸ばされて太くなり、皮膚の表面からでもわかるようなポコポコした状態になったり透けて見えるようになります。（図3）見た目だけでなく、静脈の逆流によって浮腫みやうっ血に関連した様々な症状につながります。

また重症化すると湿疹や脂肪皮膚硬化症などの「うっ滞性皮膚炎」を合併し、さらに悪化すると「潰瘍」を形成します。潰瘍のケースでは傷から水分が染み出したり、傷から細菌が侵入する経路となってしまうこともあり、生活に大きな支障を来たします。

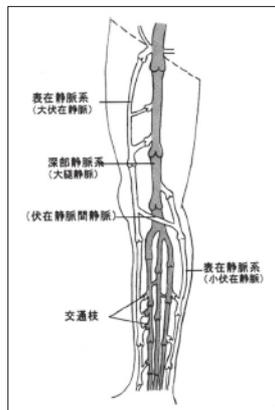


図2. 下肢静脈の図：伊藤孝明、皮膚外科学540-549 2010, 秀潤社より引用



図3. 一次性下肢静脈瘤の形態分類：伊藤孝明、皮膚外科学540-549 2010, 秀潤社より引用

診断・治療について

診断は、足の観察を行うほか、超音波（エコー）検査で逆流や部位・太さなどの評価、脈波検査で静脈機能の評価を行います。重症の場合、造影剤を用いた静脈造影や、CT検査、MRI検査などの画像検査が必要となることもあります。

治療については、大きく分けて保存的治療と手術の二つがあります。いずれも医療機関での検査や診断により、適切な方法が選択される必要があります。

保存的治療

弾性ストッキングや弾性包帯による圧迫治療が代表的です。浮腫や鈍重感の改善に寄与したり、手術後の補助療法として使用したり、うっ滞性皮膚炎・静脈性潰瘍の治癒促進のために使

KHT 株式会社 **コハタ**
KOHATA Inc.

代表取締役社長 木 幡 光 範

本 社 旭川市永山2条3丁目2番16号 TEL 0166-48-0136

札幌支店 札幌市白石区流通センター1丁目 TEL 011-862-7861

道北営業所／札幌営業所／北見営業所／倶知安営業所／帯広営業所／道南営業所／岩見沢営業所
東北営業所／弘前営業所／秋田営業所／横手営業所／盛岡営業所

用されます。

持病のある方などでは使用によりむしろ悪影響をきたす恐れがあるほか、それぞれ程度や範囲、さらに使用する物品のサイズ選択など判断が難しいため、使用にはきちんとした評価と指導を受ける必要があります。

その他、長時間の立ち仕事を避け下肢挙上位で安静にすることや、下肢筋力の維持、下肢の皮膚ケアなどを総合して行っていきます。

手術について

手術治療については、血管の状態や部位によって様々な治療が存在し、また技術の進歩により新しい治療が導入、実施されています。

従来、伏在静脈瘤に対する治療として、不良な静脈を抜去切除することで上からの逆流経路をなくし、正常な経路に静脈血を流すための手術が行われてきました。成績は良好でしたが、傷が大きい・多いことや、術後の内出血・痛みなどの症状が強いなど比較的負担の大きい治療でした。

近年、レーザーや高周波を用いた血管内焼灼術（図4）や医療用接着剤による血管内塞栓術（図5）などの進歩により、小さな傷で、短い入院期間もしくは日帰りの治療が実施可能となってきています。

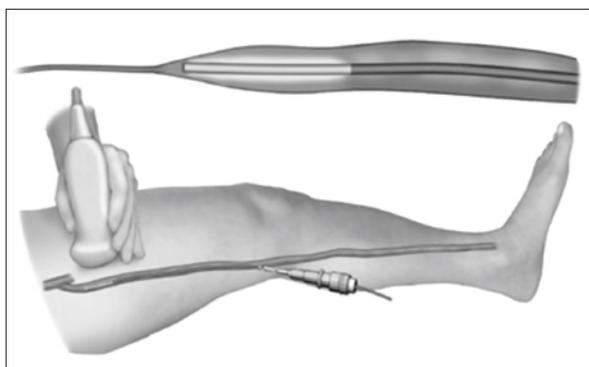


図4. 大伏在静脈血管内焼灼術、Gregory G. et al. Journal of Vascular Surgery: Venous and Lymphatic Disorders, July 2020, 8(4):610-616より引用

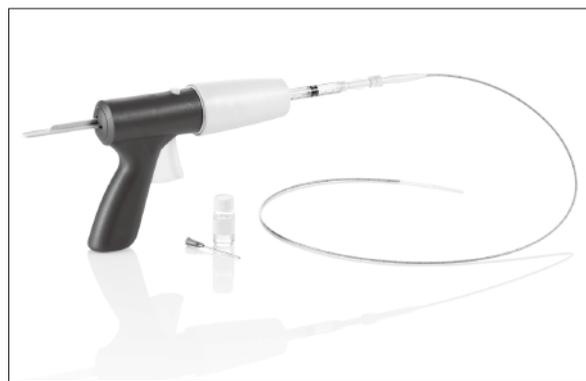


図5. 血管内塞栓術に用いられる医療用接着剤 VenaSeal™ (Medtronic社)

実施には認定資格が必要で、治療法によっては受けられる医療機関に限られます。当院ではいずれの治療法も選択することができますので、それぞれの治療についてのメリット・デメリットを総合的に判断し、どの治療が適切かご相談して決めていくことが可能です。

おわりに

日々の生活の中で、脚は大切なパートナーです。健康な脚と運動機能は、健康寿命のカギになります。紹介状や事前予約がなくても受け付けていただけますので、下肢の気になる症状があればお気軽に当院へご相談ください。



経営者のための 法律相談

Q & A



旭川総合法律事務所弁護士 皆川 岳大

Profile

永山南中学校、旭川東高校、北海道大学法学部卒業。地元企業の顧問弁護士業務と医療機関の経営コンサルタント業務のほか、借金問題等の消費者問題にも取り組んでいる。好きなアーティストは長渕剛、吉川晃司。趣味は、居酒屋めぐりとワイン。

— 中小企業をターゲットとしたインターネット無料求人広告被害について —

①被害の概要について

旭川をはじめとした道北地方においても、近時、働き手の不足の問題は深刻化しています。そのような中、ハローワーク等に求人広告を掲載している中小・零細企業をターゲットとした「インターネット無料求人広告被害」が多発しています。その被害の概要は、以下のとおりです。

まず、悪質な広告業者から電話等で、「インターネット求人広告」掲載の勧誘があります。そして、キャンペーン期間で無料であるなどの謳い文句に中小企業側が興味を示すと、「①当初の一定期間（例えば3週間）は無料、②ある時期までに書面を送って解約手続きをしないと自動更新されて広告料金代金が発生すること等」を一応記載した説明書、申込書がFAXやメールで送られてきます。そして、無料であるのであれば、申し込んでみようかと安易に申し込みをしてしまうこととなります。

しかしながら、自動更新の条項は、非常に見にくい形で説明書、申込書に記載されており、自動更新のことは説明がない場合がほとんどです。さらには、期間終了後も新たな申込みをしなければ有料にはならない（自動更新ではない）という虚偽の説明をしている事案さえあります。

その後、多くの事案では、無料利用で解約できる期限を超過し、申し込んだことも忘れた頃に、請求書が届き、解約する必要があったことに気が付くことがほとんどとなっています。そして、期限までに解約の書面を送っていないことから、自動的に有料期間に移行したとして、30～50万円の多額な広告費用を請求されるというのが、その被害の概要です。

私自身も、この3年間の間に9件ほどの中小企業から、類似の相談を受けました。また、被害は、全国的に拡大しており、日弁連でもこの問題に取り組む弁護士によるメーリングリストもできています。私の顧問先の企業の皆様には、注意喚起のお手紙を以前から送付していたので、被害は最小限になっていましたが、この機会をお借りして、法人会に加入している企業の経営者の皆様にも注意喚起をさせていただきます。

②広告業者の実態について

これらの広告業者の多くの求人サイトは、小規模なものが多く、一般的な認知度も低いことから、求人の効果

はほとんどないに等しく、実際に問い合わせがある例もほとんどないようです。したがって、このような「インターネット求人広告」無料掲載の勧誘の電話が来ても、申込みをしないことが、一番の対策になります。なお、私に対応した事案に限って言えば、悪質な広告業者の所在地の住所は、港区、渋谷、南青山、新宿などが多いです。

③対処方法について

申込後、解約を忘れ、更新後の掲載料を請求された場合には、広告業者からの執拗な請求に屈して、すぐに求人広告費、掲載料等を支払ってはなりません。不当な請求は断固拒否するようにしてください。もちろん、契約書に署名押印し、契約が成立していることを否定できない場合もありますが、簡単にあきらめてはいけません。

弁護士に、ご相談いただきご依頼いただいた場合には、①有料契約の不成立、②詐欺取り消し（民法96条）、③錯誤無効（民法95条）、④信義則（民法1条2項）等の法的反論を記載した内容証明郵便を送付する等の対応をすることになります。この対応によって、請求が止まる事案がほとんどです。悪質な広告業者は、たくさんの中からの、誰にも相談できないまま請求に屈して支払ってしまう事案も少なからずあることで不当な収益を得ているので、弁護士が関わるようになった事案に長く関わろうとしないこと、実際に訴訟をすることはコスト的に合わないことなどがその理由であると思われます。

私が、この2年間で対応した9件の事案では、実際に広告業者に対して、支払いをするに至った案件は1件もありません。

④最後に

もしも、このようなインターネット無料広告に申込みをしてしまった場合には、必ず期限までに解約の連絡（FAX・メール）をすることを忘れないでください。また、万が一、申込後、解約を忘れ、更新後の掲載料を請求された場合には、直ちにご連絡ください。支払いを拒絶する具体的流れについてご説明し対応します。

なお、この注意喚起記事は、必ず、貴社の採用担当部門（担当者様）にも情報共有いただきますようお願い申し上げます。以上

使ってみると便利です! キャッシュレス納付!

💡 キャッシュレス納付の3つのメリット!

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✓ PCやスマホで簡単手続き!
- ✓ 現金の準備が不要!



ダイレクト納付

おすすめ!

納付方法

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で
事前に届出をした預貯金口座から、口座
引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）
など納付の機会が多い方、ご自身で振替
日を指定したい方

インターネットバンキング による納付

納付方法

インターネットバンキング口座から納付
する方法です。

こんな方にオススメ!

普段からインターネットバンキングにより
決済する機会の多い方

振替納税（口座振替）

納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に
自動で口座引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納め
ている方、毎回の納付手続を省略したい方

クレジットカード・スマホアプリ納付

納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードや
スマホ決済アプリ（Pay払い）により納付
する方法です。

こんな方にオススメ!

時間を気にせず納付したい方

キャッシュレス納付の一覧表

国税

	キャッシュレス納付の種類	対象税目 ^{※1}	詳しい情報
e-Tax	ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	全税目	 国税庁HP 納税に使用する 総合案内
	インターネットバンキングによる納付	全税目	
	振替納税	申告所得税及び復興特別所得税、 消費税及び地方消費税(個人の方のみ)	
	クレジットカード納付・ スマホアプリ納付	全税目	

※1 一部の手續において、ご利用できない税目があります。
詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

地方税

	キャッシュレス納付の種類	対象税目	詳しい情報
eLTAX	スマホ決済アプリ	eLマーク  の付いた納付書がある税目 例：固定資産税、都市計画税、 自動車税・軽自動車税(種別割)、 その他税目 ^{※2}	 地方税お支払サイト ^{※2}
	ダイレクト納付 インターネットバンキング クレジットカード納付	・法人都道府県民税 ・法人事業税 ・特別法人事業税(地方法人特別税) ・法人市町村民税 ・事業所税 ・個人住民税(特別徴収分・退職所得に係る納入申告) ・都道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割) ※3 ・地方たばこ税 ・入湯税 ・ゴルフ場利用税 ・宿泊税	 eLTAX地方税 ポータルシステム

※2 対象となる税目は、都道府県・市区町村により異なります。

※3 令和5年10月16日より取扱が開始されます。

eLTAXの他、多くの都道府県・市区町村で口座振替・スマホ決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。
詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

よくあるご質問 Q&A

国税のダイレクト納付について

- Q1** ダイレクト納付を始めるには何を準備すればいいですか？
- A1** e-Taxの利用開始届出書のほか、ダイレクト納付利用届出書を提出してください。
- Q2** ダイレクト納付利用届出書を提出した場合、どの程度で利用可能となりますか？
- A2** ダイレクト納付利用届出書を書面で提出した場合は1か月程度で利用可能となります。個人の方はe-Taxで提出できます。その場合は1週間程度で利用可能となります。
- Q3** ダイレクト納付が可能な税目を教えてください。
- A3** 毎月納付する源泉所得税をはじめ、申告所得税や法人税など幅広い税目で利用できます。
- Q4** ダイレクト納付を利用する場合、口座振替手数料などを支払う必要はありますか？
- A4** 手数料を支払う必要はありません。

地方税お支払サイトについて

- Q1** どのような支払方法が利用できますか？
- A1** 地方税お支払サイトではクレジットカード払い・インターネットバンキング・口座振替等を利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払も利用できます。
- Q2** 支払を始めるには何を準備すればいいですか？
- A2** お手元に「eLマーク」の記載がある納付書を用意して、地方税お支払サイトにアクセスしてください。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリで「eL-QR」(QRコード)を直接読み取ってお支払いください。
※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。
- Q3** いつ利用できますか？
- A3** 地方税お支払サイトは、24時間365日利用できます。
※利用時間帯によっては、選択できない支払方法があります。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。(いずれもシステムのメンテナンス時間を除きます。)
- Q4** 地方税お支払サイトを利用する場合、手数料などを別途支払う必要はありますか？
- A4** 原則、手数料を支払う必要はありません。ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。
※システム利用料は、地方税共同機構、各地方団体の収入になるものではありません。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

令和6年4月から

国税のダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)が ますます便利になります!

申告データ送信に合わせて、口座引落しによる納付を
あらかじめ設定することができるようになります。

国税の納付手続は
こちらから



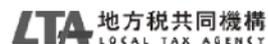
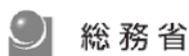
令和5年4月から

地方税のお支払いが 簡単・便利になりました!

納付書に「eLマーク」があれば、地方税お支払サイトや
スマホ決済アプリが利用できます。

※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)の
いずれかの記載があれば利用できます。

地方税の納付手続は
こちらから





2023年4月1日から
中小企業に対しても
月60時間を超えた時間に対して、
割増賃金率を50%以上で
賃金を支払うという改正が！

改正された
割増賃金率

大企業は2010年から
実施されていましたが、2

時間外手当 休暇振替

への
対応

特定社会保険労務士 小島信一

023年4月1日から中小
企業に対しても月60時間を
超えた時間に対して、割増
賃金率を50%以上で賃金を
支払うという改正が行われ

ました。

また、賃金の支払でなく、
代替休暇を与える措置が新
たに設けられました。本稿
は、これらの改正につき解
説いたします。

時間外労働とは

労働基準法では、使用者
は1週間40時間、1日8時
間を超えて働かせてはいけ
ない、と定めています。

就業規則に特段の定めが
なければ週とは「日曜日か
ら土曜日」、1日とは「午
前0時から午後12時」まで
を指します。

なお、労働時間のことを、
所定労働時間、法定労働時
間などといいますが、所定
労働時間とは、その会社独
自の時間のことで、所定の
「所」は事業所を指してい
ます。

よって、法定労働時間と
同じ時間であれば、1日7
時間勤務など法定より少な
い時間を定めている会社も
あります。
もつとも、割増賃金は「法

定外」の時間に対して支払
うことが義務付けられてい
るため、「所定外」の時間
については、会社独自で割
増率を定めることになりま
す。

(法定)時間外労働に対する割増率

1週40時間、1日8時間
を超える労働に対しては、
25%以上の率で計算した割
増賃金を支払わなければな
りません。

また、週1回の法定休日
に対しては35%以上、22時
から翌朝5時までの時間帯
の労働に対しては、25%以
上の割増賃金の支払が必要
です。
時間外労働とは、つまり
3種類あるのです。
具体的に見ていきましょ
う。

例えば、所定労働時間が
9時から17時（1時間休憩）
までの場合、時間外労働は、
17時以降から発生します。
この場合、割増率は表の
ようになります。

【所定労働時間が午前9時から午後5時（休憩1時間）までの場合】

17:00 ~ 18:00	➡ 1時間当たり賃金 × 1.00 × 1時間	法定時間内残業
18:00 ~ 22:00	➡ 1時間当たり賃金 × 1.25 × 4時間	法定時間外残業
22:00 ~ 5:00	➡ 1時間当たり賃金 × 1.50 (1.25 + 0.25) × 7時間	法定時間外 + 深夜残業

改正された割増率

2023年4月からは、
中小企業に対しても月60時
間を超えた時間外労働に対
して50%以上の率で計算し
た割増賃金を支払う必要が

あります。

例えば、時給が1,000円ならば、1,500円となります。では、具体的にどうやって計算するのでしょうか。

例として、平日に毎日3時間の(法定)時間外労働をし、所定休日(土曜)に4時間労働し、法定休日(日曜)に2時間労働した場合を見てみましょう。

【下表】

このような勤務の場合、ポイントとしては、①11日の土曜日は週40時間を超えているため、25%増となります。

②27日の時間外労働3時間目から累計60時間を超えているため、50%増となります。

③また、12日の勤務は法定休日の労働のため、60時間をカ

土曜日が所定休日、日曜日が法定休日の場合						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

法定時間外労働時間数		累計
3時間 × 3日	= 9時間	9時間
3時間 × 5日 + 4時間	= 19時間	28時間
3時間 × 5日	= 15時間	43時間
3時間 × 5日	= 15時間	58時間
3時間 × 5日	= 15時間	73時間

法定休日労働時間数	
	2時間

法定時間外労働時間数の累計が1ヵ月60時間を超える、27日の時間外労働3時間目から割増賃金率が5割となる

算定に含まれる部分

ウントする累計には含めず、別で35%増の賃金を支払うこととなります。

代替休暇

引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度(代替休暇)を設けることもできます。

代替休暇を導入する場合には、過半数組合、それが無い場合は過半数代表者との間で「労使協定」を結ぶことが必要となります。

- なお、協定には、
- ①代替休暇の時間数の具体的な算定方法、
 - ②代替休暇の単位、
 - ③代替休暇を与えることができる期間、
 - ④代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日、の4つを盛り込みます。
- (1) 代替休暇の時間数の具体的な算定方法

$$\text{代替休暇の時間数} = \left(\text{1カ月の法定時間外労働時間数} - 60 \right) \times \text{換算率}$$

$$\text{換算率} = \frac{\text{代替休暇を取得しなかった場合に支払うこととされている割増賃金率} - \text{1カ月の法定時間外労働時間数}}{\text{代替休暇を取得しなかった場合に支払うこととされている割増賃金率} - \text{代替休暇を取得した場合に支払うこととされている割増賃金率}}$$

1.50
1.30
60h
80h

換算率

代替休暇を取得しなかった場合に支払うこととされている割増賃金率【1.50-1.30=0.20】
代替休暇を取得した場合に支払うこととされている割増賃金率

換算率を何%にするかなど、具体的な算定方法を労使協定で定めます。
例の場合、代替休暇の時間数は、(80-60) × 0.20 = 4時間となります。

代替休暇の時間数は、1ヵ月60時間超の法定労働時間外の労働時間に対する引

き上げ分の割増賃金額に対応する時間数となります。

(2) 代替休暇の単位
まとまった単位で与えることにより、労働者の休息の機会を確保する観点から、1日、半日の単位で与えることとされています。

(3) 代替休暇を与えることができる期間
代替休暇は、特に長い時間外労働を行った労働者の休息確保が目的のため、一定の近接した期間内に与えられるべきで、具体的には60時間を超えた月の末日の翌日から2ヵ月以内の期間に与えることとされています。

(4) 代替休暇の取得日決定方法、割増賃金の支払日
賃金の支払額を早期に確定させ、トラブルを防止する観点から、労使で定めておくべきです。

なお、取得日を強制させることはできず、労働者の意向に沿って決定することが必要です。

不用意なSNS投稿を避けるのは ビジネスパーソンの必然

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの変遷の確認

2004年にミクシイ（mixi）が世に出て、日本でもSNSというものが広まりはじめました。

まもなくフェイスブック（facebook）やユーチューブ（YouTube）やツイッター（Twitter）なども続々とアメリカから入ってきて、さらに新しいチャネルもどんどん増えて、いまや私たちの暮らしの中でSNSはなくてはならないものになりました。

もともとSNSというのは①素性の知れた、②気心が合う、③安心な人と交流したり新たに出会ったり、ということを目的に利用さ

れました。

ビジネスとしての人脈やチャネルが欲しい人ももちろんずいぶんいたでしょうが、個人的な生活の充実に使う人のほうが当初は多かったはず。

そのうちSNSは情報発信のツールとしての側面が前に出るようになりました。日本ではあの震災のときインフラが寸断し情報が錯綜する中で、電話やメールのやりとりが難しいのにツイッターは発信ができるということを多くの人が体験し、SNSは交流ツールでありながら発信ツールとなりました。

ライン（LINE）やメ

ッセンジャー（Messenger）が連絡や交流のツールとして普及してからはフェイスブックやツイッターなどは「発信の場」と認識されるようになり、ユーチューブやインスタグラム（Instagram）はクリエイティブティのアップルの場ともなりました。

ティクトック（TikTok）の台頭もコロナ後のネット世界に大きく変化をもたらしました。

誰もが「発信者」になる時代の怖さ

SNSのアカウントを持つということとは難しいことではありません。

かつてのミクシイやフェイスブックは招待制で、ア

カウントを持っている人からの招待を受けなければメンバーになることはできませんでしたが、パソコンがスマホがあれば今は簡単に自分のアカウントをつくれます。

大勢のフォロワーがいるかどうかはともかく、アカウントをつくって投稿した瞬間から、誰もが世界中へ自分の言動や心中の思いを発信できます。

しかし、あまりにも簡単にできてしまうがゆえに、自分の名前やプロフィールを公開して発信者になることの怖さを認識できていない人がまだ少なからずいます。

ある程度世間と関わりをもつて社会生活をおくっている人は、自分の発信がどれだけ世間に、そして自身に強く影響をもたらすかを折々に認識しておく必要があります。

とくにビジネスパーソンがSNSで怖れるべき危険をあらためて列挙します。

1. 「私」の部分が露呈する

どんな仕事をしている人

あっても「職業人の自分」と「私人としての自分」があるはず。

とくに人前に入る仕事をする人は「職業人としての自分」を世間の人に見せることで自分という商品を市場に出しているといえます。

大昔、女優の高峰三枝子が手洗いから出てきたのを見て「女優さんが御不浄に行くのがショックだった」という人がいたという話を聞いたことがあります。

そこまですらなくても「私生活はよくわからない」ほうが具合がいい場合もあります。

ところがSNSの投稿に気をつけないと、思いがけずさらさなくてもいいような私生活が仕事上のつきあいの人に知れてしまうおそれがあります。

2. つながりたくない人とつながってしまう

つながりたい人と思いがけずつながることができるといのはネット社会以前では極めて困難でしたが、SNSが普及してからはちよっとしたきっかけやツテ

で、相手が承認してくれればつながりたい人となつてくれます。

しかしSNSは限定公開やブロックをしない限り、面倒な人、好きでない人、避けたいと思っている人からもアプローチがくることもあり、それを断ると角が立つ場合があります。

昨今では「申請はよほどのことがない限りスルーします」と公言している人も少なくなく、申請されたから全部承認しなければいけないということでもなくなってきましたが、発信するということはそれをみて近寄ってくる人もいるわけです。

そしてそれが好ましい人物だけでも限らないのです。

3. 自分の発信が問題になる
「炎上」という言葉が一般に認識されるようになって久しいですが、問題のある言動が露呈するとネット社会では瞬時に拡散されます。

先般は飲食店での問題行動の動画が上がってずいぶん問題になったのですが、

あのように極端な悪事は別格としても、本人にしてみれば日常の何気ない言動がものすごく問題になることがあるのです。

言葉の選び方ひとつでも、ネット上に公開されるといふことはテレビやラジオ、紙媒体に載せるのと同じくらい、むしろそれ以上に強烈な反発をされることがあるので。

そこまで考えずに発信するのは危険でしかありません。

4. 自分の発信が自分を追い詰める

「デジタルタトゥー」という言葉があります。

一度ネット上に上げた記事や画像、動画などは、その後削除したとしても誰かが電子情報も保存し拡散した場合に完全に消し去ることは困難なのです。

記事そのものを削除し電子データとしても消去したとしても、誰かがそれをコピーして保存し漏洩させた場合はずっと自分について回ります。そして逃げ道がなくなるのです。

5. 自分の発信が自分のブランドイメージを阻害する

私は研修講師ですが、たとえば講師とかコンサルタントなどとして自分と自分のコンテンツを商品として売っている人は、自分のイメージとかけ離れるような投稿をしたらすぐにイメージダウンします。

企業など組織で働いている人であっても、自分がかつにネットに上げた記事が組織のイメージを大きく

損ね、自分では負いきれない迷惑を周囲にかけられるおそれがあります。

折角固めてきた「よいイメージ」が損なわれ、負のイメージが固定されてしまいます。

これらの問題は何度もあるところなどで言われていることですが、それでもまだ失敗する人が後を絶ちません。どうかあらためて心していただきたいと願います。

ビジネスパーソンのSNS対策

よう。

自分だけならまだいいですが、その場にいた人、自分の関係者まで特定されないようにするというのが礼儀です。

2. つたない(つまらない・古くさい・安っぽい)
コンテンツを上げてイメージを下げない

組織人でも個人でも、仕事をしている人は「いい写真」や「いい動画」を上げなければいけません。

とくに自分や自社の広告やブランドイメージも兼ねた



投稿である場合はお金と手間をケチつてはいけません。

3. 誤解を招く表現・否定・攻撃・偏見は一切上げない

たとえば共同通信社から出ている「記者ハンドブック」という本がありますが、このような資料で常に調べ、問題表現でないかチェックしてから投稿します。

4. 投稿の目的を明確にする
交流が目的なのか広報が目的なのか、趣味・娯楽として投稿するのか、私的な連絡として使うのかひとつひとつの投稿の目的を曖昧にしないことです。

5. チャネルを使い分ける
SNSはそれぞれの媒体がそれぞれの特徴を持っています。自分の目的に沿ったチャネルを選ぶことが肝要です。SNSで発信した時点で私たちは「私人」ではないのです。

定型業務と、「型」業務

(株)アルティスタ人材開発研究所 代表 玄間千映子

AIに仕事が奪われる？チャットGPTとか、オープンAIなどという言葉が急速に広まってきました。「ついに人間がコンピューターに指示される時代がやってきた」といわれる一方で、「いやいや人間にはまだまだ追いつけない」という声もあります。

そこで、人とコンピューターの間岐点にある、決断の速さと活動の持続性から、人の強みを眺めてみましょう。

ご存じのようにコンピューターを動かしているプログラムには、選択肢は○か×の2つしかありません。人の場合は、そもそも2つに絞り込むのも大変というように「迷う」という現象をゼロにはできません。その上、人には疲れも生まれます。休憩を要する人間に比べ、電源さえ確保できれば動き続けるコンピューターの方が、長く稼働できるとなれば「AIに仕事が奪われる」という懸念は現実のものになってしまいそうです。

ところで「迷う」は、目的への最適化を探るところに表れるわけで、それは自身の成長にも、質的向上にもつながる入り口でもあります。組織にも、次への投資と考えると「迷う」はあながち否定されることではありません。むしろ取り組むべきことは、「迷う」時間の短縮という「迷いエネルギー」の節約です。そこでよくオススメされるのは、仕事の定型化ですが、それでは「迷う」のもたらすメリットが生まれる余地はありません。

それでは、日本に古くからある「型」化ならどうでしょう。茶道に華道、柔道、剣道、能や歌舞伎等々にあるのは「型」ですが、それを

「定型」とはいわれません。この差はそれぞれが掲げた「あるべき姿」という目標と、そのことを取り巻く周囲とのやりとりによりありそうで、型に収まるというように「さんざん迷った揚げ句、生まれるのが型化」で、「他者が決めたことを行うのが定型化」という整理ができそうです。

そういえば、Appleの故スティーブ・ジョブズの服装ですが、彼がAppleのメッセージを発信する時は（実は普段も同じ服装）、常に黒のタートルネックにジーンズでした。あれは型化だったのか、それとも定型化だったのでしょうか。

コミュニケーションに占める割合の55%が視覚情報だというメラビアン法の法則に基づけば、視覚情報の大きな部分となる服装を決めてしまうことで、55%のコミュニケーション力の確保を狙うとか、活動時間を長くするため「迷いエネルギー」を節約するとか、目的に対する手段であれば「型化」であり、特別の意味もなくということであれば「定型化」となりそうです。

いずれでも、「黒のタートルネックとジーンズ」という装いが変わることではないですが、変わらない理由が「型」化だとしたら、もしAppleブランドを塗り替えるようなメッセージの発信を企てたとするなら、「55%」を狙った服装もきっと大変化したでしょう。

「迷う」から生まれる型化の柔軟性は、戦略につながる余地を残します。今のところ、定型化で動くコンピューターには、こうしたワザは使えません。どうにかまだまだ人にも分がありそうだ、ホッとひと安心というところです。

真心のある建築に全力を尽くします

とむせい



Human Big Power

『24時間体制』であなたの建物をお守りいたします。

東成建設株式会社

旭川 旭川市宮下通22丁目左10号
TEL (0166)☎31-5115(夜間共) / FAX (0166) 33-8592

札幌 札幌市白石区菊水元町2条2丁目1-5
TEL (011)☎875-5121(夜間共) / FAX (011) 875-5104

オンラインに潜む2つの落とし穴

産業カウンセラー 柏木 勇一

まず結論から書きます。オンラインに潜む落とし穴のひとつはコミュニケーション力の低下、もうひとつはスマホも含めたネット依存による考える脳の劣化です。コロナ禍での働き方の変化によって生まれた弊害とも言えます。それ分かるな、とうなずく方が多いでしょう。関連する相談が増えています。

オンライン会議、意見交換がしっくりいかない、と嘆いたAさん

食品会社の商品企画部門で働く20代後半のAさんは社歴7年。コロナ禍でも工場は出勤が義務付けられるのは当然として、総務、企画部門は在宅が主体。TsamsやZoomでの会議で担当業務の進捗状況の報告などを進めてきました。仕事にも慣れたAさんは積極的に新商品開発について発言しましたが、どうもしっくりこない、と悩みを打ち明けました。何がしっくりこないのか、それは、相手の目が見えない、つまり視線を合わせることができないことでした。「目は口ほどに物を言う」ということわざがありますが、会話で視線を合わせることが肯定的な評価につながる、と心理学者も指摘しています。ビデオ通話では、特に複数の参加の場合は視線を合わせることが不可能です。きちんと伝わったかな、というAさんの悩みは、オンライン・コミュニケーションの問題点です。離れた人と通信ができる、というメリットはありますが、対面で話し合うまでの「つなぎ」と位置付けておくことが大事です。

画面の隅にスマホをのぞいている社員の姿も

Aさんはまだ若い世代で、日常の友達との情報

交換はスマホ中心です。もちろんルールは守って使っています。あるオンライン会議のとき、画面の隅での思いがけない場面が目に入りました。手元のスマホに視線を落として、会議を無視しているような社員がいました。実際に操作はしてなくても「ながら会議」と呼ばれる現象です。オンラインとはいえ会議に集中できていないことは明らかでしょう。その場で声をかけることはできないまま、Aさんのイライラ感が強くなり、平常心も失われていくことを恐れた、と語ってくれました。

スマホがなければ日常生活を送れない状態がどんどん進んでいることが、この現象からも分かります。スマホ依存という言葉はここでは控えますが、考える脳が働いていないことは見逃せないと思います。

オンライン習慣が脳の機能を壊しかねない恐れ

脳は領域によって機能があり、司令塔と呼ばれているのが前頭前野で「考える・覚える・理解する」という知的活動に関する機能と、相手の気持ちを推測したり、感情を抑制したりするコミュニケーションに不可欠な機能も支えています。これが働かなくなる原因が過度のオンライン習慣、具体的にはデジタル偏重、スマホ依存といわれています。コロナが落ち着いて在宅勤務も少なくなりそうですが、国は公務員のテレワークを平時から原則可能とする新基準を策定する計画です。そうなる職場のオンラインは拡大するかもしれません。ここはそれぞれの職場でのルール作りが急務と思います。

※参考文献：榊浩平著／川島隆太監修『スマホはどこまで脳を壊すか』（朝日新書）

日本産業規格認証取得工場
コンクリート製品の総合メーカー

富士コンクリート株式会社

〒078-8381 旭川市西神楽1線14号253番地の8

TEL(0166)代75-3588
FAX(0166) 75-3433

新入会員です ヨロシク!

この度、当会に入会いただきました新会員の方々をご紹介します。(R5.3.16~R5.10.31)

● 親 会

(有)アクティブライフ旭川〈老人福祉事業〉

〒070-8061 旭川市高砂台5丁目21番7号 TEL 60-1110
代表取締役 田中 稔 洋 FAX 60-1113

上川町森林組合〈素材生産業〉

〒078-1741 上川郡上川町中央町606番地 TEL 01658-2-1997
代表理事組合長 湯川 秀 一 FAX 01658-2-1995

(株)晃寿〈福祉〉

〒070-8044 旭川市忠和4条5丁目4番4号 アリスビル1階 TEL 74-8516
代表取締役 澁田 晃 一 FAX 74-8517

(株)すどう〈建築材料卸売業〉

〒070-8004 旭川市神楽4条2丁目2番5号 TEL 76-1825
代表取締役 野村 幸 生 FAX 76-1826

(株)スリーアールロット〈建設業〉

〒078-8346 旭川市東光6条5丁目1番13号 TEL 85-6065
代表取締役 寺島 直 FAX 85-6067

(有)石北観光バス〈運輸業〉

〒078-1405 上川郡愛別町本町139番地 TEL 01658-6-5493
代表取締役 長谷川 浩 保

(有)谷脇建材〈運送業〉

〒079-8419 旭川市永山9条1丁目1番21号 TEL 25-2240
代表取締役 谷脇 慎太郎 FAX 24-0480

(有)野村左官工業〈左官業〉

〒078-8235 旭川市豊岡5条6丁目6番11号 TEL 32-4828
代表取締役 野村 三 郎

平和鉄構(株)〈土工事業〉

〒078-8273 旭川市工業団地3条3丁目3番2号 TEL 73-8282
代表取締役社長 梅野 義 人 FAX 73-8295

ポストプレスJP(株)〈製本業〉

〒079-8421 旭川市永山11条2丁目1番25号 TEL 73-5555
代表取締役 岳 隆 久

(有)まるえいストアー〈不動産賃貸業〉

〒079-8417 旭川市永山7条12丁目86番地 TEL 47-0030
代表取締役 松田 昌 敏 FAX 48-7622

三井住友海上エイジェンシー・サービス(株) 北海道エリア旭川支店〈保険代理店〉

〒070-0032 旭川市2条通9丁目228-2 旭川道銀ビル3階 TEL 22-9922
旭川支店長 一 色 肇 FAX 29-6655

(株)ヨシノリプランニング〈コーヒー製造業〉

〒071-1426 上川郡東川町北町12丁目11番1号 TEL 56-0099
代表取締役 轡田 芳 範 FAX 56-0066

● 青年部会

(有)近文石材工業〈墓石販売・石工品等製造業〉

〒070-0831 旭川市旭町1条19丁目2157-21 TEL 51-3533
代表取締役 佐々木 栄 治 FAX 53-3253

(株)新生鐵工〈鉄骨業〉

〒078-0344 上川郡比布町緑町3丁目7-22 TEL 56-7796
代表取締役 細貝 佳 宏 FAX 56-7796

美浪左官工業(株)〈左官工事業〉

〒070-8011 旭川市神居1条10丁目1番10号 TEL 61-7311
常務取締役 美浪 佑 佐 FAX 61-8061

サンデンパ(株)〈ICTコンサルティング〉

〒070-0033 旭川市3条通8丁目842-1 富貴堂2号館 TEL 73-4500
代表取締役 石川 泰 路 FAX 73-4525

道栄工業(株)〈鉄骨業〉

〒079-8411 旭川市永山1条1丁目2-6 TEL 76-5225
代表取締役 渡辺 雄 太 FAX 76-5224

(株)扇松園〈ホテル・旅館業〉

〒070-8061 旭川市高砂台3丁目8-3 TEL 61-5154
代表取締役支配人 高橋 宏 典 FAX 61-6223

(株)ダイゼン〈食料・飲料卸売業〉

〒071-1200 上川郡鷹栖町2962番地136号 TEL 59-3900
総務経理チーム主任 柴田 恵 太 FAX 59-3700

(株)須藤製麺工場〈食料品製造業〉

〒079-8442 旭川市流通団地2条5丁目16-1 TEL 48-1133
代表取締役社長 須藤 展 充 FAX 48-2244

ともにつくる暮らし。カンディハウス。

 CondeHouse

079-8509
北海道旭川市永山北2条6丁目



事業報告

4月から10月迄開催致しました当会の主な事業についてご報告いたします。

注) ※印は旭川中法人会との共催

4月 April

- 13日(木) 第17回法人会全国女性フォーラム愛媛大会
- 24日(月) 青年部会第1回役員会
- 25日(火) 第1回正副会長会議/第1回理事会
- 26日(水) 女性部会第1回役員会

5月 May

- 1日(月) 第15回税に関する絵はがきコンクール募集開始※
- 11日(木) 青年部会定時総会/女性部会定時総会/合同懇談会
- 18日(木) 旭川中税務署における青年部会長教養講話
- 24日(水) 神楽岡小学校における租税教室※
- 25日(木) 朝日小学校における租税教室※
- 31日(水) 知新小学校における租税教室※

6月 June

- 12日(月) 通常総会/臨時理事会/税務講話/懇談会
- 17日(土) 青年部会親睦ゴルフ大会/ビールパーティ
- 19日(月) 鷹栖北野小学校における租税教室※
- 19日(月) 神居東小学校における租税教室※
- 23日(金) 第31回北海道法人会青年の集い室蘭大会
- 26日(月) 経営セミナー※
- 29日(木) 親睦チャリティーゴルフ大会実行委員会

7月 July

- 13日(木) 西神楽小学校における租税教室※
- 24日(月) 役員研修会/名刺交換会※

8月 August

- 7日(月) 第1回広報委員会※
- 22日(火) 東光小学校における租税教室※
- 22日(火) 事務局連絡会議※

9月 September

- 5日(火) 女性部会絵はがきコンクール第1次審査(書面)※
- 6日(水) 親睦チャリティーゴルフ大会
- 8日(金) 第60回北海道法人会税制改正提言全道大会札幌大会
- 19日(金) 法人会おもしろ税ミナ〜ル第1回実行委員会※
- 21日(木) 東五条小学校における租税教室※
- 26日(火) 経営セミナー※
- 29日(金) 女性部会絵はがきコンクール最終審査会/懇談会※

10月 October

- 6日(金) 第23回女性部会全道大会とかち大会
- 11日(水) 青年部会税務研修会/親睦ボウリング大会/懇談会※
- 18日(水) 第39回法人会全国大会群馬大会
- 18日(水) 第1回組織委員会※
- 18日(水) 女性部会税務研修会/女性講座/懇談会
- 19日(木) 法人会おもしろ税ミナ〜ル第2回実行委員会※
- 23日(月) 第3回理事会
- 30日(月) 広報誌「旭川東法人会だより第92号」発行



▲税務署幹部との名刺交換会



▲青年部会ゴルフ大会の様子



▲女性部会合同懇談会の様子



▲青年部会合同親睦ボウリング大会

新島工業株式会社

代表取締役社長 秋島和彦

旭川市神居2条6丁目2番16号 電話(0166)(代表)62-1322番

地域逸品

“立ち寝”という新しい休憩のスタイルへ～

「社会の価値ある企業を目指して。チャレンジの思いを忘れずに!!!」

ネスカフェ睡眠カフェin原宿

広葉樹合板株式会社 代表取締役 山口 裕也

ジラフナップとは

弊社が開発いたしましたジラフナップは、立ったままの姿勢で容易に仮眠が採れる仮眠ボックスとなっております。「giraffenap」の名前の由来は、キリンが立ったまま短時間睡眠をとる“ジラフ”からきております。「Sleep Well While Standing 立ったまま最高の休憩を」をコンセプトに開発いたしました。

世界では仮眠を積極的にとることで、生産性やクリエイティビティに良い影響を与えることが、アメリカのNASAなどが行った多くの研究によって示されています。これからは積極的に眠気を受け入れながらジラフナップで仮眠をとっていただくことにより、今まで以上に効率的で充実したパフォーマンスを維持していただくことが可能です。そして疲労やストレスの開放に

より、クリアな頭で集中して仕事や作業に取り組むことが出来るようになります。

開発の経緯と想定を超える海外からの反応

2021年11月、北洋銀行様主催の「知財ビジネスマッチング」イベントにおいて株式会社イトーキ（以下、イトーキ）様との個別面談のなかで、「仮眠ボックス」のライセンス説明を受け、世界初のユニークな商品開発をしてみたいという強い思いが私の中にこみ上げました。

その後、イトーキ様とのお打合せを経て、ライセンス契約の調印式を北洋銀行本店セミナーホールで昨年2022年7月14日に日本オラクル副社長から転身されて間もない湊社長も来道され行いました。その会見の場で、私は開発予定を約一年後と述べさせて頂き、2023年8月1日を

果 旭川青果卸売市場株式会社

代表取締役社長 楠 安博

〒079-8441 旭川市流通団地1条3丁目14番地の3
電話(0166)48-3231(代表) FAX(0166)48-3013



イトーキ湊社長と私



新商品発表会

ゴールとしプロジェクトがスタートしたわけですが、振り返るとあっという間の1年でした。因みに新商品発表会を行った8月1日は、2021年春に他界した亡き会長の誕生日にあたります。

2022年7月14日ライセンス契約日の夕方には国内メディア各社が取り上げてくれました。

驚いたのは、その後の海外メディアの反応です。アメリカはBloombergをはじめ、New York Post・Fortune・Toronto Sun・FOXTV・Nerdist、ヨーロッパではDaily Star・The Mirror・Ladbible、オーストラリアNews.com.au、シンガポールThe Business Time、マレーシアWORD OFF BAZZ、インドThe Economic Times・Republic World、確認できている範囲でもほかにパキスタンやヨルダンで取り上げられることとなります。

広葉樹合板株式会社・北海道大学・台湾国立成功大学 3機関での共同研究

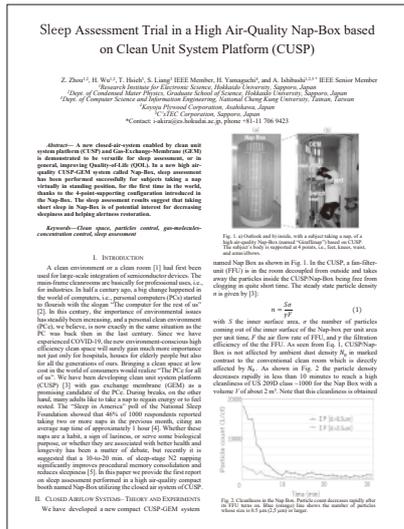
2022年7月14日ライセンス契約の数日後、報道を見た北海道大学電子科学研究所ナノ構造物

性研究（以下、北大）の石橋教授よりコロナ渦を鑑みて「高清浄環境システム（CUSP-GEM）」と言う、ボックス内の二酸化炭素がガス交換膜を通して酸素に入れ替え、塵粒子を急速に減少させクリーンルームを作る特許のご提案をいただきました。また、石橋教授からご紹介いただきました台湾国立成功大学（以下、NCKU）医療情報学研究所所長のSheng-Fu Liang教授からも、立って寝た場合の睡眠評価に興味を持っていただくこととなります。そのことが「CUSP-GEM」を搭載するきっかけとなり、プロトタイプを基に広葉樹合板・北大・NCKUによる3機関での共同研究が開始しました。結果、ここではアカデミックな話は割愛させていただきますが、許容可能なガス分子濃度制御性により短時間でのクリーンルーム環境をつくることが実現され、同時に被験者が比較的長時間、最適な仮眠にふさわしい睡眠段階2を実現しました。後に私達のこの研究論文は世界初としてIEEE GCCE国際会議に発表し驚くことに採択となりました。

株式会社 谷脇組

代表取締役 谷脇勝英

旭川市大雪通4丁目490番地の63 ☎ 0166-23-2233



共同研究論文

仮眠ボックス「giraffenap」への思い

快適と安全の2つにフォーカスしてゼロからの開発は膨大な選択肢の中から、一つ一つ吟味し試行錯誤を繰り返し、まさに手探りの状態でした。

構造体の選定・体を支持する支点とそのポディショニング・耐震試験のエビデンス・消防法・海外を含めた関連の保護を強化して市場優位性を高めるための知的財産権・もちろん睡眠のエビデンスなどなど数え上げたらきりが無いほど多くの壁を乗り越えることができたのは、より効率的で充実したパフォーマンスを維持するため、積極的に眠気を受け入れて仮眠をとることで、疲労やストレスから解放され、リフレッシュしたクリアな頭で集中して仕事や作業に取り組むことができる、これまでにない画期的で革新的な商品を作りたいという思いでした。

人の目を引き付ける魅力あるものでなければいけないという思いから外観のデザインにもこ

だわりました。

近未来をイメージした「スペシア」に取り入れた12面体のユニークなデザインはミッドセンチュリー時代のバックミンスター・フラーのジオデジック・ドームの形がベースとなっております。また国産材をふんだんに利用した「フォレスト」には京都の町家や日本庭園を思わせる和の空間に調和する風格を備えた格子状のデザインを採用しました。



speciaとforest

ネスレ日本株式会社様とのコラボレーション

未だこれから開発を始める段階の2022年ライセンス契約発表後まもなく一通のメールがネスレ日本株式会社様から届きます。内容は2019年より展開している「ネスカフェ睡眠カフェ」の生の親である高岡様からのコラボレーション依頼でした。

カフェイン入りのコーヒーは摂取してから30分程度で体内に吸収され始めると言われているため、コーヒーを飲んだ後15~20分程度の短い仮眠をとって目が覚めるとほぼ同時にカフェインでシャキッと、その後のパフォーマンスに役立つといわれており、このことを「コーヒーナップ」と言います。この「コーヒーナップ」と立ったま

もっと美味しくもっと笑顔に

ARCS 株式会社 道北アークス

道北に広がるアークスグループ

旭川市流通団地1条1丁目33番地の1
TEL(代表) 0166-47-2818

ま寝る「ジラフナップ」のコラボを2023年8月より原宿にあるネスカフェ仮眠カフェで企画するというのが具体的な内容でした。

製品もできていないこれから開発する段階ではありましたが前向きな返信をさせていただきました。今思えばこのことも一年間で製品化するという原動力の一つとなっていたと思います。

そして去る2023年8月22日にネスカフェ原宿に「スペース」「フォレスト」計4台設置をして無事開催に至りました。初日はマスコミ限定ということで弊社の常務が対応しましたが大勢のメディアが詰めかけていたとの報告を受けております。

国内海外のTV、ラジオ局、webニュース各局、新聞社、雑誌社など多くのメディアで紹介いただきました。



ネスカフェ原宿にて

今後の展開

お陰様でg-nap.comの製品サイトには毎日多くのお問い合わせ及びカタログ請求をいただいております。その中で気づいたのは睡眠にこれほど多くの組織機関が興味を抱いているということでした。すでに財閥系商社様や大手食品メーカー様などからご予約をいただいておりますが、全国の医療現場や交通系機関、大手遊技場会社様からの設置打合せや、大手電子機器メーカー様が開発した仮眠起床AIシステム搭載のご案内など、また海外からは中東のエアラインや香港の空間コンセプトデザイン会社様からアプローチをいただいております、メディアでもイギリスのロイター通信をはじめアメリカやドイツ、お隣の韓国などでも取り上げられております。

今年12月1日からは葛屋様よりお話をいただき、来店者数一日平均20,000~25,000人と言われます二子玉川にある次世代型ショールーム「葛屋家電プラス」内に展示することが決まりました。ここでは実際にジラフナップをご体感して頂くことが可能となります。

また、保管・デリバリー・設置については大手倉庫運送業者様に依頼する流れで進んでおります。商品のご提供方法として販売とリースの2本立てで考えており、それらの商品提供管理システムを構築して2024年1月より商品の提供を開始いたします。

以前、この「旭川東法人会だより」(OCTOBER number84)の“企業訪問”に投稿ご依頼をいただいたときのタイトルでもあります「社会の価値ある企業を目指して。チャレンジの思いを忘れずに!!」をモットーに広葉樹合板株式会社はこれからも挑戦し続けてまいります。



安心と信頼の創造

極東警備保障株式会社

本社 / 〒079-8451 旭川市永山北1条10丁目11番19号
TEL (0166) 47-2636 FAX (0166) 46-2772

eLTAXは地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。



1 電子申告

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信できます。複数の提出先へ電子申告する場合は、利用届出(変更)を行って提出先を追加します。

◆対象税目

- ・法人都道府県民税 ・法人事業税 ・特別法人事業税 ・法人市町村民税
- ・固定資産税(償却資産) ・個人住民税(給与支払報告書等や特別徴収関連手続) ・事業所税
- ・都道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)

令和5年10月から新たに追加

- ・地方たばこ税 ・ゴルフ場利用税 ・入湯税 ・宿泊税

2 電子申請・届出

eLTAXで電子申告に関連した申請・届出を行うことができます。電子証明書があれば、利用者IDがなくても利用できます。ただし、代理人の場合は、利用者IDが必要です。

- ・法人設立届出や異動届出等 ・申告手続に関連した申請・届出

3 電子納税

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納付情報の発行依頼を行い、クレジットカード払い、ペイジーを介してのダイレクト納付、インターネットバンキング及びATMなどから税金を納付することができます。

- ・申告手続に関連した納税手続 ※固定資産税(償却資産)を除く



地方税のお支払いが便利・簡単に!!

スマホやパソコンでお支払が可能です。

納税がますます便利になるね!

クレジットカード払い、インターネットバンキング、ダイレクト納付の他、各種スマホ決済アプリから直接お支払もできます。

納付方法や対応するスマホ決済アプリなどについては地方税お支払サイトをご覧ください。

▶ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

地方税お支払サイト



eLTAXの利用時間 8:30~24:00(土日祝日、年末年始12/29~1/3は除く。)

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。 電話によるお問い合わせ(受付日時:平日、9:00~17:00)
▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/> 0570-081459(ヘルプデスク)

03-5521-0019(上記の電話番号がつかない場合)